

◆ 精神医療審査会

精神障害者のみなさんの人権に配慮してその適正な医療や保護を確保するため、精神保健福祉法第12条に基づき、栃木県精神医療審査会が設置されています。当精神保健福祉センターでは、その事務局を担当しています。

審査会では、精神科病院の管理者から提出される医療保護入院者の入院届や措置入院者・医療保護入院者の定期病状報告書により当該入院中の方の入院継続の適否を審査することや精神科病院に入院中の方及びその家族の方からの退院請求・処遇改善請求についての審査を行っています。

◎ 退院請求・処遇改善請求に関する問い合わせ先

栃木県精神保健福祉センター

電話番号 028-673-8785